

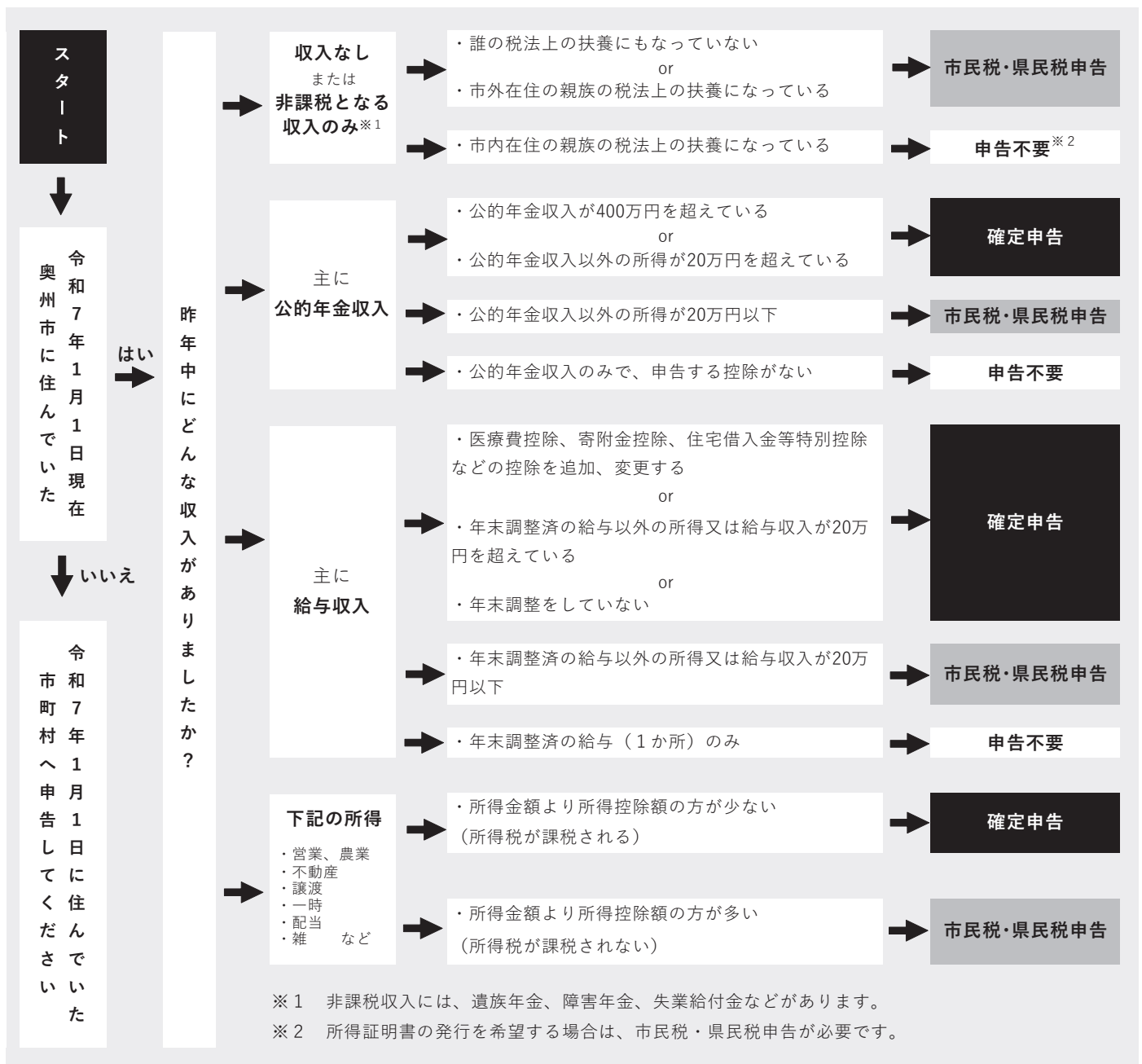
郵送による申告にご協力ください。

申告相談会場は混雑が予想されます。市民税・県民税（国民健康保険税）申告書は郵送、確定申告書は電子申告「e-Tax」または税務署へ郵送による提出が大変便利です。

申告が必要かどうか確認しましょう

確定申告をする場合は、市民税・県民税申告は必要ありません。

このフローチャートは、一般的な例を示しています。ご不明点はお問い合わせください。



確定申告は、e-Taxを利用するか、水沢税務署へ郵送してください。

注意

必要な申告をしないと、所得証明書の発行や国民年金の免除申請、高額療養費の支給要件、国民健康保険税額、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの算定や判定に影響します。

必ず申告期限の3月17日（月）までに申告しましょう。

市民税・県民税申告書を作成しましょう

1 収入のない人

次のいずれかに該当する場合は住所・氏名等必要事項を記入のうえ、**注**の欄にある「収入なし」を○で囲み、理由を記入して申告書の作成は終了です。

- (1) 昨年中収入のない人
- (2) 昨年中の収入が、雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人

2 収入のある人

昨年中に何らかの収入のある人は、次ページ以降の記載例や「所得・控除の計算方法について」を参考に所得と控除を計算し、申告書に記入してください。

3 その他注意事項

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用している人が、確定申告、市民税・県民税申告をするとワンストップ特例が無効となります。この場合は、改めて寄附金控除を追加しての申告が必要になりますので、ご注意ください。

※令和5年分より、特定配当等及び特定株式譲渡所得に係る所得を確定申告した人がそれらの全部または一部のみ申告不要制度を選択することはできなくなりました。また、所得税と異なる課税方式を選択することもできなくなりました。

※確定申告が必要な人は、税務署へ確定申告書を提出してください。また、消費税の申告が必要な人も、税務署へ申告書を提出してください。

作成した市民税・県民税申告書を期限内に提出しましょう

1 市民税・県民税申告書を郵送

下記を確認し申告書や必要書類を同封のうえ、3月17日（月）まで（必着）に郵送してください。

※受付印を押印した申告書の控えをご希望の場合は、110円切手を貼り付けた返信用の封筒を同封してください。

【郵送前の確認事項】※郵送で提出された書類は返却できません。

- ① 申告書に住所や氏名等の必要事項が記入されているか確認する。
- ② 給与や公的年金の収入がある場合は、源泉徴収票のコピーを別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封したか確認する。
- ③ 営業、農業、不動産、その他の所得がある場合は申告書の収支記載欄に、必要事項が全て記載されているか確認する。
- ④ 所得控除に関する証明書等の原本（生命保険料控除証明書や医療費控除の明細書等）やコピー（社会保険料の領収書や障害者手帳等）を別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封したか確認する。

※所得の合計金額が、所得税の所得控除の合計額を超える場合は、確定申告が必要となる可能性があるため、郵送する前に再度確認してください。

※ 郵送での提出にご協力ください。

昨年も多くの方に郵送での申告にご協力をいただき感謝いたします。本年も引き続きご協力をお願いします。また、対面での申告を希望し会場へ来場する場合は、自分がどの区分で申告となるか確認のうえ、10ページの日程表のとおり地区指定日に来場するようお願いいたします。持ち物については、12ページをご確認ください。

なお、事前に収支内訳書や農業所得整理表、医療費控除の明細書（税務課、総合支所にて配布）を作成のうえ来場してください。事前に作成していない場合は受付できません（会場内の集計コーナーは席数に限りがあり混雑状況等によっては使用できない場合があります）。

2 個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認

市民税・県民税申告を行う際は、個人番号（マイナンバー）と本人確認が必要です。

郵送で申告する場合は、次の(1)・(2)のコピーを別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封してください。会場に来場の場合は原本を持参してください。

- (1) マイナンバーカード、または個人番号が記載された住民票
- (2) 本人確認書類（免許証等の顔写真のあるものは1点、保険証等の顔写真のないものは2点必要）

・本人確認書類については、マイナンバーカードの場合は必要なし。個人番号が記載された住民票の場合は必要となります。

※「個人番号通知カード（緑色のもの）」については、現在記載された氏名・住所に異動がない場合のみ使用できます。

記載例(表)

令和 7 年度
【令和6年分】

市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

表

1月1日現在の住所	奥州市
現住所	奥州市水沢
フリガナ	オウシュウ タロウ
氏名	奥州 太郎
生年月日	大正昭和平成令和 37年1月1日
個人番号(マイナンバー)	123456789999
職業	農業
電話	0197-24-2111
宛	受直・本・支・郵・署 L / M / 国保

収入が全くないか非課税収入(障害者年金や雇用保険等)のみの場合は、「収入なし」を○で囲み、①～③の理由を選択

注 令和6年中に収入がなかった方は、「収入なし」を○で囲み理由を記載し、署名のうえ提出してください。

① 親族等からの扶養を受けていた。(氏名 続柄)
② 無職、休職中、学生、家事専業であった。(年 月 から)
③ 非課税収入のみであった。(生活保護・障害年金・遺族年金・その他)

収入なし

1 所得金額	※計算は手引きを参照してください。							
営業等	業種 小売業 屋号 ○○商店 事業所所在地 奥州市水沢大子町一丁目一番地							
科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	
売上(収入)金額	1,256,987	給料賃金		水道光熱費		経費計(キ～ハ)	B 136,276	
家事消費費	50,146	外注工賃		旅費交通費		●専従者控除	C	
減価償却費		減価償却費		通信費	35,240	所得金額(A-a-b-c)	① 290,967	
貸倒金	1,307,133	貸倒金		広告宣伝費	54,687			
地代家賃	879,890	地代家賃		接待交際費				
利子割引料		利子割引料		損害保険料	6,475			
租税公課	8,000	租税公課	8,000	修繕費	24,000			
荷造運賃	879,890	荷造運賃		消耗品等	7,874			
米	金額(円)	農園名		素畜費		経費計(カ～フ)	B 1,020,135	
雇人費	1,546,871	雇人費	200,000	肥料費	34,512	●専従者控除	C	
小作料賃借料	64,520	小作料賃借料	65,487	飼料費		所得金額(A-B-C)	② 1,117,720	
減価償却費	526,464	減価償却費		農具費	25,044			
貸倒金		貸倒金		農薬衛生費	8,000			
利子割引料		利子割引料	8,000	諸材料費	30,254			
租税公課	2,137,855	租税公課	65,487	修繕費	64,123			
種苗費		種苗費		動力光熱費	35,401			
免税収入(円) i		免税収入(円) i		作業用衣料費	12,450			
免税経費(円) ii		免税経費(円) ii		農業共済掛金	3,000			
免税所得(i-ii) iii		免税所得(i-ii) iii						
不動産	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
家賃・地代収入			減価償却費		損害保険料		経費計	B 21,016
小作料収入	120,000		地代家賃		修繕費		●専従者控除	C
収入計 A	120,000		借入金利子		土地改良区費	15,469	所得金額(A-B-C)	③ 98,984
租税公課			租税公課	5,547				
●事業専従者に関する事項	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額(円)			
氏名								
氏名								
利子	収入金額 = 所得金額							
配当	種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	国外株式等に係る外国所得税額	A 収入金額(円)	B 必要経費(円)	所得金額(A-B)	
給与	日給など給与所得が							
勤務先名(支払者)	○株式会社							
勤務先所在地	奥州市江刺大通11-8							
勤務先電話番号	0197-35-2111							
源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票の収入金額と勤務先を記載 源泉徴収票がない場合は、1～12月の月ごとの金額を記載し集計すること								
給与・年金等に係る所得以外(申告年度の4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市県民税の納付方法を選択してください。								
雑公的年金等	年金の種類・名称	A 収入金額(円)	所得金額(収入金額より計算)					
厚生労働大臣		1,500,000						
雑公的年金等以外	種目	所得の生ずる場所	A 収入金額(円)	B 必要経費(円)	所得金額(A-B)			
個人年金			600,000	450,000				
総合譲渡短期	A 収入金額(円)	B 必要経費(円)	D 特別控除額(円)	所得金額(A-B-D)	計 ⑨+{(⑩+⑪)×1/2}			
総合譲渡長期								
一時								
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫の合計額を記入してください。								

記載例（裏）

2 所得から差し引かれる金額（証）のある控除は証明書を添付してください。） ※計算は手引きを参照してください。

裏

社会保険料控除（証）

社会保険の種類	支払った金額（円）	社会保険の種類	支払った金額（円）	控除額（円）
源泉徴収票より	E 621,278		G	計（E + F + G + H） 14 820,688
国民年金	F 199,410		H	

小規模企業共済等掛金控除（証）

支払った第一種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額	15 60,000
--------------------------------------	-----------

※控除の限度額は合計7万円です。

新制度	支払額（円）	I 控除額（円）	計（I + J + K） 16 61,500
旧制度	80,000	35,000	
新制度	支払額（円）	J 控除額（円）	17 10,700
旧制度	50,000	26,500	
健康保険	支払額（円）	K 控除額（円）	

控除	支払額（円）	L 控除額（円）	17 10,700
控除	21,400	M 控除額（円）	

ひとり親控除	□ ※寡婦控除の要件は手引きを参照してください。	26万円	18
	□ ※ひとり親控除の要件は手引きを参照してください。	30万円	
障害者控除（証）	☑ 身体3～6級、精神2・3級、知的B、認定で障害者のいずれか	普通26万円	19 260,000
	□ 身体1・2級、精神1級、知的A、認定で特別障害者のいずれか	特別30万円	
勤労学生控除（証）	学校名（ ） 学年（ ）		20

配偶者控除・配偶者特別控除 ○・Q障害者控除には障がいの程度を記入し、障害区分にチェックをしてください。

氏名	奥州 花子	生年月日	N 控除額	状況	O 障害者控除（証）	計（N + O） 21 330,000
個人番号	1 2 1 3 4 5 6 7 8 9 9 9	S40.1.1	33 万円	同居	級度 □普通26万円 □特別30万円 □同特53万円	
合計所得金額（ ）	0 円	□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者は除く）	別居	配特控除は障害者控除なし		

扶養控除（配偶者控除を除く）及び16歳未満の扶養親族（扶養親族は控除額なし、障害者控除は対象）

氏名	奥州 一郎	続柄	生年月日	P 控除額	状況	Q 障害者控除（証）	計（P + Q） 22 1,990,000
個人番号	1 2 1 3 4 5 6 7 8 9 9 9	父	S17.1.1	38 万円	同居	身体 1 級度 □普通26万円 ☑特別30万円 □同特53万円	
別居の場合の住所	奥州市水沢大手町3-1 特別養護老人ホーム				別居		
氏名	奥州 一子	母	S19.1.1	45 万円	同居	身体 2 級度 □普通26万円 □特別30万円 ☑同特53万円	23 430,000
個人番号	1 2 1 3 4 5 6 7 8 9 9 9				別居	級度 □普通26万円 □特別30万円 □同特53万円	
別居の場合の住所							
氏名	奥州 二郎	子	S56.1.1	33 万円	同居	級度 □普通26万円 □特別30万円 □同特53万円	
個人番号	1 2 1 3 4 5 6 7 8 9 9 9				別居		
別居の場合の住所							
氏名					同居	級度 □普通26万円	
個人番号							
別居の場合							

基礎控除	源泉徴収票に扶養の記載があったとしても、申告書の扶養控除の欄は必ず記載すること（8ページ参照）	基礎控除額 0 円	24 849,542
合計	年少扶養（16歳未満）は、控除額はないが非課税の判定に関わるので必ず記載すること		
合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下			
合計所得金額が2,500万円超			

雑損控除（証）

損害を受けた資産と	医療控除を申告する場合は「医療費控除の明細書」を必ず作成し添付すること	支出（円）	24
-----------	-------------------------------------	-------	----

医療費控除・セルフ

医療費控除等を申告 ケーション税制を選	医療費控除の明細書がない場合、医療費控除を適用することはできない ※8ページ、別紙を参照	25 849,542
------------------------	---	------------

14 ～ 25の合計を記入してください。

25 4,812,430

3 寄附金に関する事項（証）

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	住所地の共同募金、日赤支部、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	条例指定分・県	条例指定分・市
円	円	円	円

4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項（証）

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書いてください。	配当割額控除額（円）
	株式等譲渡所得割控除額（円）

5 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	非課税所得など	番号	所得金額
個人番号			級度	損益通算の特例適用前の不動産所得		円
別居の場合の住所				事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額（白）円
				前年中の開（廃）業	開始・廃止	月 日
				□ 他都道府県の事務所等		

所得・控除の計算方法について

所得の内容

記入欄	所得の種類	所得の計算方法	チェック
①	営業等	販売、飲食店、製造、建設、修理、金融、サービス業、医師、作家、外交員、生花・舞踊の師匠などから生じる事業収入	☐
②	農業	農産物（米、野菜など）の生産、果樹などの栽培、家畜・家きんの飼育、酪農品の生産などから生じる収入（補助金等も含む） ・令和6年産の米平均単価 314円（1kg当り）	☐
③	不動産	家賃収入、小作料、電柱敷地料等土地や建物などの不動産や不動産上の権利などから生じる収入	☐

◆事業所得（①営業等、②農業）、③不動産所得について

収入金額
収入金額とは、昨年1月1日から12月31日までの期間に収入が確定した金額です。例えば、販売金額の一部が未収でも、商品の引渡しが進んでいれば収入金額となります。また家事消費したものも収入として計上します。

必要経費
その事業収入を得るために直接要した費用です。ただし、家庭用に要した費用（例：水道光熱費や家賃等）は含みません。また、所得税、市・県民税は必要経費ではありません。国民健康保険税等は必要経費ではありませんが、⑭社会保険料控除に計上できます。

C専従者控除
事業（①営業等・②農業）、③不動産を行っている方は、生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、あなたの事業に1年を通じて6ヶ月を超えて従事している場合は、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない金額（事業専従者控除）を収入金額から控除することができます。この場合には、配偶者控除または、扶養控除は受けることはできません。

(1) 配偶者は86万円、配偶者でない専従者は1人につき50万円 (2) 事業所得等の専従者控除を引く前の所得 ÷（専従者の数＋1）

記入欄	所得の種類	所得の計算方法	チェック
④	利子	公社債および預貯金の利子などの収入 ※通常は源泉徴収しているため申告は不要	☐
⑤	配当	株式や出資の配当金、剰余金の分配金などの収入	☐
⑥	給与	俸給、給料、賃金、歳費、賞与および事業専従者給与などの収入 （アルバイトなどの収入はあるが、源泉徴収票を受け取っていない人は、月別の収入を記入し雇用主の証明をもらうこと）	☐
⑦	雑 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給および共済組合等から支払われる年金収入 ※ただし、遺族年金・障害年金等は非課税であるので収入金額に含めない	☐
⑧	雑 (公的年金以外)	業務に係る収入 （副収入に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの、報酬、シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料、ネットオークションの個人取引、食料品の配達など） 他の所得にあてはまらない収入 （個人年金、定期年金、暗号資産（仮想通貨）の売却益・利用益など）	☐
⑨	総合譲渡 (短期)	機械器具、営業権、特許権などの資産の譲渡による収入 保有期間が5年以下の場合 短期 保有期間が5年超の場合 長期	☐
⑩	総合譲渡 (長期)	※以下の場合には課税対象ではない 生活用動産を売却した場合（貴金属、書画、骨董等で1つが30万円を超えるものを除く）	☐
⑪	一時	賞金、懸賞金、競馬の払戻金、生命保険一時金などの収入	☐
⑫	総合譲渡と 一時の合計	総合譲渡所得、一時所得の課税対象所得の計算は一括となる	☐
分離所得 用の申告 書作成が 必要です	分離譲渡	土地、建物、株式などの資産を譲渡した場合の収入 商品先物取引による収入	☐
	山林	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡することによる収入	☐
	退職	退職手当、その他の退職により一時受ける給与に係る収入	☐
⑬	合計	課税の対象となる所得の合計	☐

表 1 給与収入があった人は下の表 1 により給与所得を算出します。

給与と所得の計算				
給与の収入金額 A		円		
給与と所得金額（1→2の順に計算してください）				
Aの金額	1		2	
～550,099 円	0 円		公的年金等雑所得の有無により、給与と所得金額が変わります。下の a～c のいずれかが該当する式で給与と所得金額を算出してください。 a 公的年金等雑所得がない場合 給与と所得金額＝左表で算出した金額 円 b 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が 10 万円以下の場合 給与と所得金額＝左表で算出した金額 円 c 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が 10 万円を超える場合 D 左表で算出した金額と 100,000 円のいずれか少ない方の金額 円 E 公的年金等雑所得と 100,000 円のいずれか少ない方の金額 円 給与と所得金額＝左表で算出した金額－(D+E－100,000 円) 円	
551,000 円 ～1,618,999 円	A－550,000 円 円			
1,619,000 円 ～1,619,999 円	1,069,000 円			
1,620,000 円 ～1,621,999 円	1,070,000 円			
1,622,000 円 ～1,623,999 円	1,072,000 円			
1,624,000 円 ～1,627,999 円	1,074,000 円			
1,628,000 円 ～1,799,999 円	A÷4=B (千円未満の端数切捨て)	B×2.4+100,000 円 円		
1,800,000 円 ～3,599,999 円		B×2.8－80,000 円 円		
3,600,000 円 ～6,599,999 円		B×3.2－440,000 円 円		
6,600,000 円 ～8,500,000 円	A×0.9－1,100,000 円 円			
8,500,001 円～				
次のいずれかに該当する (1) 特別障害者 (2) 23 歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する (4) 特別障害者である扶養親族を有する		C : (A－8,500,000 円)×0.1 と 150,000 円のいずれか少ない 方の金額 円 A－1,950,000 円－C 円 円		※給与収入 850 万円を超え、左記 (2)～(4) に該当する者 (配偶者控除・配偶者特別控除や扶養控除欄に記載した同一 生計配偶者や扶養親族を除く) を有する場合、申告書裏面 6 も記入してください。
(1)～(4) いずれにも該当しない		A－1,950,000 円 円		

表 2 公的年金等の収入があった人は下の表 2 により公的年金等の雑所得を算出します

公的年金等（雑所得）の計算				
公的年金等の収入金額 F		円		
公的年金等雑所得の金額				
年齢 区分	Fの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
以昭和 に35歳 生年未 れ1満 た月2 人日	～1,299,999 円	F－600,000 円 円	F－500,000 円 円	F－400,000 円 円
	1,300,000 円 ～4,099,999 円	F×0.75－275,000 円 円	F×0.75－175,000 円 円	F×0.75－75,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	F×0.85－685,000 円 円	F×0.85－585,000 円 円	F×0.85－485,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	F×0.95－1,455,000 円 円	F×0.95－1,355,000 円 円	F×0.95－1,255,000 円 円
	10,000,000 円～	F－1,955,000 円 円	F－1,855,000 円 円	F－1,755,000 円 円
以昭和 前35歳 に以上 生年 れ1人 た月 人日	～3,299,999 円	F－1,100,000 円 円	F－1,000,000 円 円	F－900,000 円 円
	3,300,000 円 ～4,099,999 円	F×0.75－275,000 円 円	F×0.75－175,000 円 円	F×0.75－75,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	F×0.85－685,000 円 円	F×0.85－585,000 円 円	F×0.85－485,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	F×0.95－1,455,000 円 円	F×0.95－1,355,000 円 円	F×0.95－1,255,000 円 円
	10,000,000 円～	F－1,955,000 円 円	F－1,855,000 円 円	F－1,755,000 円 円

控除の内容

記入欄	控除の種類	控除額の計算方法（年齢の表記がある箇所は令和6年12月31日時点で判断）	チェック
⑭	社会保険料	昨年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等の保険料の実額を控除できます。なお、年金からの特別徴収(天引き)分は特別徴収された本人の控除となります。 ※奥州市に納付した社会保険料の納付（納税）証明書は本庁・各総合支所窓口にて有料で発行できます。領収書または口座振替納付済通知書を紛失した場合は、納付（納税）証明書の発行を受け持参してください。ただし、特別徴収（天引き）された分は源泉徴収票に記載があるので別途証明書は必要ありません。 なお、口座振替済通知書は、令和8年1月郵送分から送付を廃止する予定です。 国民健康保険税 [円] + 介護保険料 [円] + 後期高齢者医療保険料 [円] + 国民年金保険料 [円] + 本人の給与や年金からの天引き分 [円] + その他保険料 [円] = 控除額 [円]	☐
⑮	小規模企業共済等掛金	昨年中に支払った申告者自身の第一種共済掛金、確定拠出年金掛金、個人型確定拠出年金（iDeCo）掛金、心身障害者扶養共済掛金の実額を控除できます。 控除額 [円]	☐
⑯	生命保険料 ▼ ▼所得税と控除総額が異なる以降異なる控除には「▼」が記載	昨年中に i ～ iii の保険料を支払った場合に控除されます。 i 一般生命保険料：申告者が支払っている生命保険料 ii 個人年金保険料：申告者が支払っている個人年金契約に係る保険料 iii 介護医療保険料：申告者が支払っている介護保障又は医療保障の契約又は特約に係る保険料 ※契約締結年月日で、【新制度】【旧制度】に分類されます（保険料証明書で確認）。 9 ページ 表 1 で算出 円	☐
⑰	地震保険料 ▼	昨年中に家屋、または生活用資産への地震等を原因とする火災、損壊等の損害を保険の対象としている契約に支払った保険料です。（事業経費とした地震保険料を除く） 9 ページ 表 2 で算出 円	☐
⑱	寡婦 ▼ ひとり親 ▼	寡婦控除： 次の A または B に該当し合計所得金額が 500 万円以下の場合、控除できます。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は控除できません。 A 夫と死別した後再婚していない人や夫の生死が不明の人 B 夫と離婚した後再婚していない人で子以外の扶養親族のある人 26 万円 ひとり親控除： 次の i ～ iii に全て該当する場合、控除できます。 i 婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他者の同一生計配偶者または扶養親族となっているものを除く）のある人 ii 申告者の前年の合計所得金額が 500 万円以下である iii 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない 30 万円	☐
⑲ ⑳ ㉑ ㉒	障害者 ▼	申告者自身や、扶養親族（同一生計配偶者、16 歳未満の扶養親族も含む。配偶者特別控除対象者は含めない）が障害者、特別障害者や同居特別障害者の場合、障害者 1 人につき、次の控除額を差し引きます。特別障害者とは身体障害 1・2 級、知的障害 A、精神障害 1 級の人で、それ以外の等級で障害者の手帳がある人は普通障害者です。 ※手帳がない方でも要介護認定を受けている人は控除できる場合がありますが、障害者控除対象者認定書の交付を受けなければなりません。詳しくは長寿社会課へお問い合わせください。 普通障害 26 万円 特別障害 30 万円 同居特別障害 53 万円	☐
㉓	勤労学生 ▼	申告者自身が勤労学生である場合に控除できます。 ※ただし、合計所得金額が 75 万円より多い人や勤労によらない所得が 10 万円より多い人は対象外。 26 万円	☐
㉔	配偶者 ▼ 配偶者特別 ▼	配偶者と申告者自身の合計所得金額の状況により、次ページの表のとおり配偶者控除・配偶者特別控除を受けられます。 ※申告者の合計所得が 1,000 万円を超えるときは、控除額は 0 円となりますが、配偶者の所得証明書の発行や非課税の判定等に影響しますので、配偶者控除の欄に名前等を記入してください。 ※配偶者控除は合わせて障害者控除を受けられますが、配偶者特別控除は受けられません。詳しくは⑱障害者控除参照 ※配偶者が事業専従者の場合は配偶者控除及び配偶者特別控除の対象となりません。	☐

記入欄	控除の種類	控除額の計算方法（年齢の表記がある箇所は令和6年12月31日時点で判断）					チェック										
⑳	配偶者 ▼ 配偶者特別 ▼	種類	配偶者の合計所得金額		申告者の合計金額			□									
		900 万円以下			900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下											
		配偶者控除	48 万円以下	70 歳未満 70 歳以上	33 万円	22 万円	11 万円										
					38 万円	26 万円	13 万円										
		配偶者 特別控除	48 万円超 100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円										
			100 万円超 105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円										
			105 万円超 110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円										
			110 万円超 115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円										
			115 万円超 120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円										
			120 万円超 125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円										
125 万円超 130 万円以下			6 万円	4 万円	2 万円												
130 万円超 133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円													
㉑	扶養 ▼	扶養している親族の合計所得金額が48 万円以下の場合、下記の表のとおり扶養控除を受けられます。						□									
		年少扶養親族（16 歳未満） ※非課税の判定等に関わる場合がありますので、16 歳未満の扶養親族の欄に氏名を記入し、控除額は「0」と記入する必要があります。					0 円										
		一般扶養親族（16 歳以上 19 歳未満）					33 万円										
		特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）					45 万円										
		一般扶養親族（23 歳以上 70 歳未満）					33 万円										
		老人扶養親族（70 歳以上）	同居老親等以外				38 万円										
			同居老親等 ※申告者または配偶者の直系尊属で同居を常としている人				45 万円										
		併せて、障害者控除を受けられます。詳しくは㉑障害者控除を参照 ※事業専従者である場合は、扶養控除の対象外です。 ※日本国外に居住する親族で 30 歳以上 70 歳未満の方は、扶養控除の適用が変更となりました。詳細はお問い合わせください。															
㉒	基礎 ▼	申告者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。		合計所得金額	2,400 万円以下	43 万円	□										
					2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円											
					2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円											
					2,500 万円超	0 円											
㉓	雑損	昨年中に火災、盗難等により損害を受けた場合、次の算式により計算した金額を所得から控除できます（通常生活に必要な資産に限られ、事業用資産は含める事ができない）。	a	損害金額		円	□										
			b	保険金などで補てんされる金額		円											
			c	a - b		円（赤字のときは0）											
			d	申告書⑬（所得金額の合計）の金額		円											
			e	d × 0.1		円（小数点以下切捨）											
			f	c - e		円											
			g	c のうち災害関連支出の金額		円											
			h	g - 50,000 円		円											
			㉓雑損控除額（f と h のいずれか多い方の金額）		円												
㉔	医療費等	昨年中に支払った医療費がある場合、次の算式により計算した金額を所得から控除できます。 ※別紙の医療費控除の明細書も記載してください。						□									
		a	支払った医療費等の金額	円	-	b	保険金等で補てんされる金額		円	-	c	e と 10 万円の方 少ない金額	円	=	㉔	医療費控除額	円
		d	⑬合計所得金額	円	× 0.05 =	e	合計所得の 5% の金額 （小数点以下切捨）		円								
		セルフメディケーション税制については、昨年中に支払った特定の医薬品が1万2千円を超える場合は医療費控除の特例として控除になる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は併用不可															
㉕	合計	所得から差し引かれる控除の合計です。		㉒～㉔の合計額 = 控除額 [円]				□									

▼市・県民税の控除は、所得税の控除とは額や計算が異なります。寄附金に関する事項については11 ページをご覧ください。

表 1 生命保険料の支払がある人は下の表により控除額を算出します。

- (注) 控除証明書に記載されている保険料の「契約区分(新・旧)」及び「種類(一般・個人年金・介護医療)」ごとに控除額を算出します。
 (注) 割戻金や配当金がある場合は、その分を差し引いた証明額(申告額)を支払額としてください。
 (注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。
 (注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。
 (注) 年末調整後に生命保険料等の支払額を変更する場合は、源泉徴収票に記載の保険料支払額と合算した額で算出してください。

◎【新制度】平成24年1月1日以降に契約(更新も含む)した一般生命保険契約等及び個人年金保険契約等、又は介護医療保険契約等に係る控除

新制度分	新制度の保険料支払額(合計)	控除額(小数点以下切上げ)
	～12,000円	保険料支払額と同額 _____円
	12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円 _____円
	32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円 _____円
	56,001円～	28,000円

◎【旧制度】平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険契約等及び個人年金保険契約等に係る控除

旧制度分	旧制度の保険料支払額(合計)	控除額(小数点以下切上げ)
	～15,000円	保険料支払額と同額 _____円
	15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円 _____円
	40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円 _____円
	70,001円～	35,000円

新生命保険料(一般)の控除額	_____円	a
新個人年金保険料の控除額	_____円	b
介護医療保険料の控除額	_____円	c

旧生命保険料(一般)の控除額	_____円	d
旧個人年金保険料の控除額	_____円	e

◎上の表で計算した種類ごとの控除額(a～eの金額)下の表に転記して、一番有利な控除額を算出します。

(注) 限度額を超えた場合は、限度額を記載してください。

控除額						合 計	
新生命保険(一般)	(限度額28,000円)	_____円	a	→	一般生命保険料控除額		→
旧生命保険料(一般)	(限度額35,000円)	_____円	d		_____円 f		
両方ある場合	(限度額28,000円)	_____円	a+d		左欄の中で一番大きい金額を記入		
新個人年金保険料	(限度額28,000円)	_____円	b	→	個人年金保険料控除額		→
旧個人年金保険料	(限度額35,000円)	_____円	e		_____円 g		
両方ある場合	(限度額28,000円)	_____円	b+e		左欄の中で一番大きい金額を記入		
介護医療保険料	(限度額28,000円)	_____円	c	→	介護医療保険料控除額		→
		_____円	c			_____円 c	
				生命保険料控除額 (f+g+c) (限度額70,000円) _____円			

表 2 地震保険料の支払がある人は下の表により控除額を算出します。

- (注) 控除証明書に記載されている保険料の「区分(地震保険料・旧長期損害保険料)」ごとに算出します。
 (注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。
 (注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。
 ※ 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上でかつ満期返戻金があるもので平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。

◎地震保険料の控除額

保険料支払額(合計)	控除額(小数点以下切上げ)	a
～50,000円	保険料支払額×0.5 _____円	
50,001円～	25,000円	

⑰ 地震保険料控除額 a + b	(限度額25,000円) _____円
------------------	------------------------

(注) 一つの損害保険契約等がaとbの両方に該当する場合は、いずれか控除額の大きい方を選択してください。

◎旧長期損害保険料の控除額

保険料支払額(合計)	控除額(小数点以下切上げ)	b
～5,000円	保険支払額 _____円	
5,001円～15,000円	保険支払額×0.5+2,500円 _____円	
15,001円～	10,000円	

令和7年度（令和6年分）申告相談日程表

入場整理券は各会場で8時半から配布します

受付時間（全会場共通）：9：00 ～ 15：00 ※江刺・衣川会場の最終日受付時間：9：00～12：00

●市内全地域対象

月日（曜日）	場 所	対 象 者
2月27日 木	江刺総合支所 1階 多目的ホール	地区指定日に申告できなかった方 ※混雑が予想されます
3月17日 月	奥州市役所本庁 3階 講堂	

●水沢地域対象 会場：奥州市役所本庁 3階 講堂

月日（曜日）	地 区	行 政 区 等
3月5日 水	羽田、黒石	羽田中央、田茂山、川前、森、東町、羽黒堂、芦ヶ沢、北鶴ノ木、外浦、黒田助、御山下、鶴ノ木、内堀、鶴城、長根
3月6日 木	黒石、真城	下柳、二渡、正法寺、小黒石、高清水、折居町、要害、高根、川尻、上中野、下中野、大深沢、堤尻、秋成
3月7日 金	真城、姉体	須江、折館、真城が丘、西姉体、上姉体、上島、姉体中央、宿、上野、下姉体、姉体南方、北姉体
3月10日 月	佐倉河	一本木、八幡、谷地、佐野、十文字、松堂、宮田、仙人
3月11日 火	佐倉河、常盤	柘の木、上幅、花園町、北常盤、西常盤、原中第一、原中第二、原中第三、原中第四、原中第五、原中第六
3月12日 水	常盤、南	跡呂井、安久戸、瀬台野西、瀬台野東、宮下町、天文台通り、西上野町、福吉町、中上野町、東上野町、山崎町、福原、見分森、大橋、川端
3月13日 木	南、水沢	大鐘町、南大鐘、龍ヶ馬場、桜屋敷南、桜屋敷、桜屋敷東、大手町西、大手町東、川原小路、上町、上町南、吉小路、新小路、日高、日高南、大畑小路、袋町、南町、東町
3月14日 金	水沢	横町、中央通り、駅通り、青葉町、寺小路、春日町、三本木、大町、柳町、立町、勝手町、川口町、不断町東、不断町西、北下巾、石田西、石田北、石田南

●江刺地域対象 会場：江刺総合支所 1階 多目的ホール

月日（曜日）	地 区	行 政 区 等
2月17日 月	岩谷堂	岩谷堂1区～8区
2月18日 火	岩谷堂	岩谷堂9区～15区、
2月19日 水	岩谷堂、愛宕	岩谷堂16区、愛宕1区～5区
2月20日 木	愛宕、広瀬、米里	愛宕6区、広瀬1区～8区、米里1区～3区
2月21日 金	米里、梁川	米里4区～12区、梁川1区～6区
2月25日 火	梁川、玉里、伊手	梁川7区、日館、玉里1区～7区、伊手8区・9区
2月26日 水	伊手、藤里	伊手1区～7区、藤里1区～4区
2月28日 金	藤里、田原	藤里5区～8区、田原4区～9区
3月3日 月	田原、稲瀬	田原1区～3区、稲瀬5区～9区
3月4日 火	稲瀬	稲瀬1区～4区 受付時間9：00～12：00

●前沢地域対象 会場：前沢総合支所 4階 401大会議室

月日（曜日）	地 区	行 政 区 等
2月28日 金	古城	古城1区～4区
3月3日 月	古城、稲置、上野原	古城5区・6区、稲置1区～3区、上野原1区・2区
3月4日 火	白山、生母	白山1区～4区、生母1区
3月5日 水	生母	生母2区～9区
3月6日 木	生母、白鳥、前沢	生母10区、白鳥1区～6区、前沢1区～4区
3月7日 金	前沢	前沢5区～19区

●胆沢地域対象 会場：胆沢総合支所 2階 事務室

月日（曜日）	地 区	行 政 区 等
2月18日 火	若柳	若柳3区～5区、若柳14区～19区
2月19日 水	若柳、南都田	若柳6区～13区、南都田1区・2区
2月20日 木	南都田	南都田3区～7区
2月21日 金	南都田、小山	南都田8区～10区、小山1区（上、中、下）～3区
2月25日 火	小山	小山4区～6区、小山10区、小山11区、小山16区
2月26日 水	小山	小山7区～9区、小山12区～15区、小山17区～20区

●衣川地域対象 会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール

月日（曜日）	地 区	行 政 区 等
3月11日 火	衣川	小安代、大森、懸田、石神、古戸、深沢、南股、
3月12日 水	衣川、南股、北股	日向、岩の上、六道、白山堂、檜原、大原、畦畑、河内、嚙味、大平、有浦
3月13日 木	北股、衣里	西窪、外の沢、天田、桑畑、寺向、張巾、富田、川西
3月14日 金	衣里	滝の沢、川東、池田、瀬原 受付時間9：00～12：00

～各種申告に関するお問合せ先～

●市・県民税に関すること

奥州市財務部税務課市民税係

0197-24-2111 (1334・1335・1339)

●所得税・確定申告・「e-Tax」に関すること

水沢税務署

0197-24-5111 (音声案内に従ってください)

なお、申告相談期間中は、各会場での相談業務を優先して行います。お問い合わせは申告相談期間前にお願ひします。
ホームページ (<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/3/1010/4/9817.html>) に申告に関する情報を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

市ホームページのQRコード



所得税・確定申告に関しては、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国税庁ホームページのQRコード

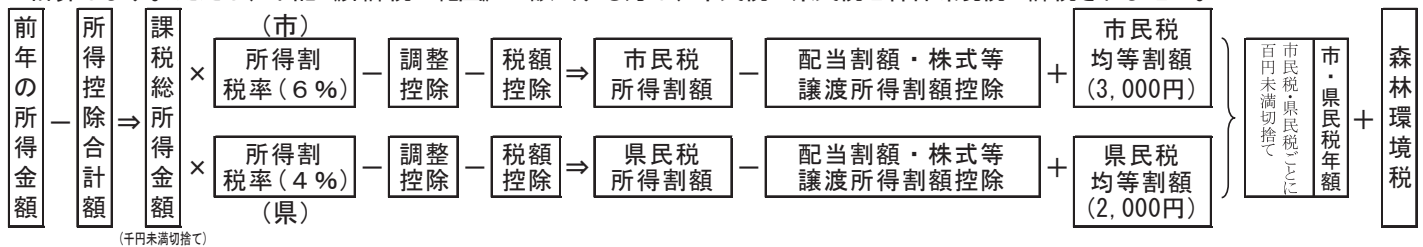


※水沢税務署での確定申告書作成会場は2/17～3/17まで開設しますが、年金のみの所得者や還付申告の場合は1月中でも確定申告書を提出することができます。詳しくは水沢税務署へお問い合わせください。

参 考

市民税・県民税の税額の計算方法と税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。ただし、下記《非課税の範囲》に該当する方は、市民税・県民税と森林環境税が課税されません。



《市民税・県民税と森林環境税の内訳》

(1) 均等割

内 訳	均等割	いわての森づくり県民税
市民税	3,000 円	3,000 円
県民税	2,000 円	1,000 円

(2) 所得割

課税総所得金額 × 税率 = 所得割額

市民税率	6 %
県民税率	4 %

(3) 森林環境税 1,000 円

均等割と併せて課税します。

《非課税の範囲》

次に該当する人は市・県民税と森林環境税は非課税となります。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 未成年(婚姻歴なし)または障害者・ひとり親・寡婦控除を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である人
- 前年の合計所得金額が次の金額以下である人

ア 同一生計配偶者、扶養親族のある人の場合 28万円 × (同一生計配偶者、扶養親族の合計数 + 1) + 26.8万円
※扶養親族の合計数は16歳未満を含む

イ 同一生計配偶者、扶養親族のない人の場合 38万円

※課税に関する詳しい内容は市ホームページ「市民税・県民税(個人住民税・個人県民税)とは」をご覧ください。

寄附金に関する事項

各区分に該当する団体に寄附金を支出した場合は税額控除を受けられます。

申告書に寄附した額を記入してください。

都道府県、市町村分(特例控除対象)	県共同募金、日赤県支部分・都道府県、市町村分(特例控除対象外)	条例指定分(県)	条例指定分(市)
特例控除対象の地方自治体への寄附、一部の義援金	特例控除対象以外の地方自治体への寄附、当該区分への寄附のうち一部の義援金以外	県内に事業所を有する団体への寄附金等	市内に事務所を有する団体への寄附金等

《控除額の計算方法》 (1) + (2) の合計額

(1) 基本控除額 (寄附金の額 - 2,000 円) × 10% 寄附金の額は、総所得金額等の合計額の30%相当額が限度です。

(2) 特例控除額 (寄附金の額 - 2,000 円) × {90% - 所得税率 × 1.021 (復興特別所得税)}

※特例控除額は寄附先が都道府県、市区町村(ふるさと納税等)の場合のみ加算されます。住民税所得割額の20%が限度です。

申告に必要なもの（郵送するときに同封するもの）

◎申告書を提出するすべての人が必要なもの

	チェック欄
市民税・県民税（国民健康保険税）申告書	☐
マイナンバーの確認と身元確認ができる書類（詳しくは本人確認添付書類を参照してください）	☐

◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

（注）根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等			添付又は提示すべき書類	チェック欄	
収入に関する資料 (令和6年中に支払を受けたもの)	営業		①	・収支内訳書（収入・経費・所得を記入してください）	☐
	農業		②	・報酬等の支払調書（外交員報酬などがある場合）	☐
	不動産		③	※そのほか、収入及び経費が分かる帳簿や領収書が必要です （申告書を郵送する場合は帳簿や領収書の添付は不要です）	☐
	利子		④	収入金額が分かるもの	☐
	配当		⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	☐
	給与		⑥	源泉徴収票(ない場合は給与明細などの収入金額が確認できるもの)	☐
	雑	公的年金等	⑦	源泉徴収票	☐
		業務・その他	⑧	収入金額や経費が分かるもの	☐
	総合譲渡		⑨～⑩	収入金額や経費が分かるもの	☐
	一時		⑪	収入金額や経費が分かるもの	☐
控除に関する資料 (令和6年中に支払をしたもの)	社会保険料控除		⑭	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など	☐
	小規模企業共済等掛金控除		⑮	支払った掛金額の証明書	☐
	生命保険料控除		⑯	生命保険料控除証明書	☐
	地震保険料控除		⑰	地震保険料控除証明書	☐
	障害者控除		⑰⑳㉑	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象認定書	☐
	勤労学生控除		㉒	学生証又は在学証明書	☐
	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除		㉑㉒	被扶養者のマイナンバーがわかるもの ※郵送の場合は添付の必要はありません 被扶養者が日本国外に居住し 30 歳未満 70 歳以上である場合は、親族であることの証明書類、被扶養者へ生活費等を送金したことが確認できる証明書類が必要です。上記以外の年齢で日本国外居住者の場合はお問い合わせください	☐
	雑損控除		㉔	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・補填金がある場合は、補てん金額が分かるもの	☐
	医療費控除 (※1)	通常の医療費控除	㉕	・医療費控除明細書又は医療費通知 ・補填金がある場合は、補てん金額が分かるもの ・おむつ証明書（おむつ代の医療費控除が2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている人は、市町村等が交付する「主治医意見書内容確認書」）	☐
		セルフメディケーション税制		申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※2）及び医薬品購入費の明細書	☐
	寄附金税額控除		11 ページ	寄附金の領収書など	☐

（※1）通常の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。
（※2）詳しくは厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」参照してください。

《その他》

- 確定申告書の提出先は水沢税務署です。市の返信用封筒で確定申告書を郵送しないでください。
- 申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。なお、受付印を押印した申告書の控えが必要な人は、110 円切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- 市民税・県民税と森林環境税が課税となる人は毎年6月中に、国民健康保険税が課税となる人は毎年7月中に納税通知書を送付します。給与から天引き（特別徴収）によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には納税通知書を送付していません。

AIチャットボットをご使用ください

市のホームページ内に新しく「AIチャットボット」が導入されました。
電話での相談と比べて気軽に質問したり問い合わせ内容を簡単に入手することができます。

